

千葉市立青葉病院医師臨床研修管理委員会設置要綱

〔目的〕

第1条 千葉市立青葉病院における医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修(以下「臨床研修」という。)の円滑な実施を図るため、千葉市立青葉病院医師臨床研修管理委員会〔以下「委員会」という。〕を設置する。

〔定義〕

第2条 「研修医」とは、臨床研修を目的として本院に受け入れた医師免許を有する者をいう。「研修施設」とは、本院と協力して研修医の臨床研修の一部を行う臨床研修協力病院及び保健所、診療所、社会福祉施設等の臨床研修協力施設をいう。

〔所掌事務〕

第3条 委員会は、研修医に関する次に掲げる事項を調査審議をする。

- 〔1〕 研修プログラムの作成方針に関すること。
- 〔2〕 研修プログラム間の相互調整に関すること。
- 〔3〕 募集に関すること。
- 〔4〕 採用時における臨床研修希望者の評価に関すること。
- 〔5〕 協力施設への出向に関すること。
- 〔6〕 臨床研修継続の可否に関すること。
- 〔7〕 処遇に関すること。
- 〔8〕 健康管理に関すること。
- 〔9〕 臨床研修目的の達成状況の評価に関すること。
- 〔10〕 臨床研修終了時及び中断時の評価に関すること。
- 〔11〕 協力施設に関すること。
- 〔12〕 進路相談等の支援に関すること。
- 〔13〕 その他臨床研修に関すること。

〔組織〕

第4条 委員会は、医師、看護師の職にあるもの及び事務長、事務局、外部有識者により構成する。

- 2 委員長は院長が指名し、副委員長は委員長の指名に基づき、委員から選任する。

〔会議〕

第5条 委員長は、委員会を招集しその議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

〔庶務〕

第6条 委員会の庶務は、事務局総務班において総理する。

〔雑則〕

第7条 この要綱に定めるもののほか、研修医の臨床研修の取り扱いについては、委員長が別に定める。

付則 この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。